



## ネットやSNSの広告による消費者トラブルに注意しましょう

## 消費生活 ネット広告とかけ離れた金額の請求が発生！

トイレの修理、鍵の修理・交換、害虫・害獣の駆除、不用品回収など、日常生活でのトラブルに事業者が対処する「暮らしのレスキュー」サービスにおいて、インターネット検索で見つけた事業者に依頼したところ、高額な料金を請求されるという消費者トラブルが発生しています。

## 【相談事例1】

家のトイレがつまりトイレの床に水があふれた。

慌ててインターネットを検索したところ、「トイレつまり 2,000円～」という広告を掲載している事業者を見つけて、掲載している電話番号に連絡して事業者に家に来てもらった。

事業者が便器を外して排水管洗浄をしたら、排水管のつまりは解消された。

事業者からトイレ排水管洗浄代金として 100,000円請求され、広告の表示とかけ離れた金額の請求に驚いた。支払わなければならないか。

## 【相談事例2】

不用品の処分業者をインターネットで検索した。

「3万円」と表示のあった処分業者を見つけて、その処分業者の見積フォームに不用品の情報を入力して送信すると、処分業者から電話があった。

処分業者からは「不用品を見てから金額を決める」と言われた。

その日のうちに家に来て回収品を見た処分業者から、「だいたい30万円です」と言われた。

処分業者からの口頭での見積金額は、広告の表示金額と大きく開きがあったが、怖くて言い出せず、そのまま不用品の運搬をしてもらい、その場で30万円を現金で支払った。

支払った金額がネット広告とあまりに違う金額なので納得がいかない。



## アドバイス

- インターネット上の広告の金額表示をうのみにしないようにしましょう。
- 日ごろから、信頼できる事業者を探すなど情報収集をしましょう。  
また、サービス内容や料金は業者によって異なりますので、複数の事業者から見積もりを取るなどして比較検討してみることも大切です。
- 契約を急かされる、次々と高額なサービスや修理用部品の取り付けを提案された場合には、きっぱり契約を断りましょう。
- 広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフ等が適用できる可能性があります。



政府広報

## 「スマホで簡単に稼げる」とうたう副業に注意！

すきま時間を使って効率よく稼ぎたいとのニーズから、スマートフォンのSNS広告をきっかけとした副業に関するトラブルが増加しています。

### 【相談事例 1】

スマホでSNSを見ていたら、「簡単に稼げる」という広告が出てきた。サポートを受けながら、自分のサイトを作り、データの中から商品をピックアップして自分のサイトに掲載して、注文が入ったら会社に知らせると、売り上げに応じて収入があるという仕組みのようだ。

連絡先に連絡すると、担当者が出て「仕事をするためには、会社からサポートを受けるための費用が必要」と言われた。「お金がない」と返答すると、遠隔操作アプリを通じて、**借金の仕方を指南され、貸金業者からお金を借り、サポートを受けるための費用を支払った**。最初は仕事のサポートがあったが、会社の担当者から言わされたように稼げなかつた。

**その後会社が倒産したとの連絡がきて、借金だけが残つた。**

### 【相談事例 2】

スマホゲームに出てきた**副業のSNS広告**からメッセージアプリに友達登録して、簡単なアンケートに回答したところ、担当者から電話で、AIが運用してお金を稼ぐFX取引（外国為替証拠金取引）の説明を受けた。さらに**アプリをスマホにインストールするよう指示され、100万円のシステム運用マニュアルの購入を提案された**。躊躇したが「元は2～3ヶ月でとれる」、「初期費用はキャッシュバックする」と強く勧められたので契約することにした。

**貸金業者から借金をするよう指導され、システム運用の仮想サーバーを契約した**。送付されたシステム運用マニュアルを参考にしてシステムを運用したが、**今日1日で2万円以上のマイナスになっていた**。

### アドバイス

- すきま時間を使って簡単に稼げるようなSNS広告が見受けられますが、「簡単に儲かる」、「損はしない」などの文言はうのみにしないよう気をつけましょう。簡単に稼げるようなうまい話はありません。
- 遠隔操作アプリはインストールしないようにしましょう。
- 借金をしてまで契約しないようにしましょう。残るのは借金だけです。
- 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、**消費者ホットライン「188（いやや）」**に相談しましょう。



### インフォメーション - お知らせ -

#### 令和6年度 県内の消費生活相談状況

令和6年度の岩手県における消費生活相談件数は9,933件でした。そのうち高齢者(65歳以上)からの相談は約3分の1の3,430件で令和5年度より142件増えました。

また、定期購入に関する相談は前年度比202件増の939件、SNSに関する相談は同比49件増の705件でした。



#### 交通事故に関する相談もできます

県民生活センターでは、交通事故相談員が、損害賠償の請求方法や示談の進め方など、交通事故で生じた問題の相談に応じ、公正・中立な立場から解決に向けた助言をしています。

また、相談の状況に応じて、日弁連交通事故相談センターの無料弁護士相談等関係機関の相談窓口をご案内しています。

来所による面接相談や電話による相談のほか、県内各地域での巡回相談も実施しています。

交通事故でお困りの方は、ご相談ください。

# 製品安全 災害時に活躍する携帯発電機やポータブル電源、取り扱いに注意！

東日本大震災の後、熊本地震、胆振東部地震、能登半島地震、集中豪雨による災害など、各地で自然災害が起きています。

災害時の停電に備え、キャンプなどで使用する携帯発電機やポータブル電源を用意する人が増えています。

こうした電源は誤った使い方をすると、一酸化炭素（CO）中毒などの大事故を起こし、時に死亡者が出ることもあります。取扱説明書を確認し、充分注意して使いましょう。

国民生活  
センター  
サイト



## 【携帯発電機の注意点】

- ◆ 発電機の排気ガスで一酸化炭素中毒の危険あり！屋内では絶対に使用しない。
- ◆ 屋外であっても自動車内やテント内での使用は危険！必ず換気の良い場所で使用する。

## 【ポータブル電源の注意点】

リチウムイオン電池を使用している製品があるので、次の点に注意！

- ◆ 落とすなど衝撃を与えない。
- ◆ 衝撃を与えてしまった後、発熱や変形など異常が生じた場合には使用を中止し、製造・輸入・販売業者に相談する。
- ◆ 高温環境下での使用・保管は控える。
- ◆ 屋外で使用する場合は防水・防塵性能品を使用する。

## エシカル消費 はじめませんか？エシカル消費

### ○ エシカル消費とは？

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

### ○ 「具体的に何がエシカル消費」なの？

何かを買わなければならない、何かをしなければならないという決まったルールはありません。ものやサービスを選ぶとき、「どこでつくられたのか」「地球に負担をかけていないか」などを考えて購入することがエシカル消費です。

### ○ あなたの消費が社会を変える力になる

個人の買い物なんて微々たるものと思いがちですが、日本の経済全体(GDP)の約5割が家計支出です。私たちが「人や社会に配慮したもの」「環境にいいもの」を選んで購入すれば、それをつくった人や企業は継続・発展します。

### ○ できることからはじめてみよう

誰でもできるエシカル消費もあります。無理のない範囲でこんなことから始めてみましょう。

#### 地域に配慮

- ・できるだけ地産地消
- ・地元で買い物をする
- ・被災地の产品を購入する

#### 人や社会に配慮

- ・福祉作業所などの製品を買う
- ・寄付付き商品を選ぶ

#### 環境に配慮

- ・必要なものを必要な分だけ買う
- ・使い捨てよりも長く使えるものを選ぶ
- ・電気や水を大切に使う

消費者庁サイト



## インフォメーション - 募集しています -

### 消費生活出前講座の募集

県民生活センターでは、各種団体、学校や企業などが企画する研修会等に講師を派遣し、消費生活に関する講座をご希望のテーマで開催しています。申込方法等、詳しくは県ホームページをご確認ください。

#### 【主なテーマ】

- ・消費者トラブル事例と対処法
- ・インターネット・SNSによる契約トラブル
- ・クーリング・オフ制度
- ・県民生活センターの概要

消費生活  
出前講座  
募集サイト



### 岩手県消費生活サポーターの募集

消費生活サポーターとは、消費生活に関する情報を身近な人や地域の方々に伝えるなど、啓発活動の担い手としてご活躍いただくボランティアの方々のことです。

ご登録いただいた方には、当センターから定期的（年4回程度）に最近の消費者トラブル事例や無料相談の情報をお送りしますので、これらの情報をご家族やご近所の方にお伝えいただくなどの活動をお願いしています。

岩手県内在住の満18歳以上の方であればどなたでも登録できます。

ご応募をお待ちしています。

消費生活  
サポーター  
募集サイト



## 県民生活センター 各種お問い合わせ先

### 消費生活相談ダイヤル

☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00~17:30

【土日】 10:00~16:00

消費生活相談員が商品やサービスなど消費生活全般に関するトラブルのご相談をお受けしています。

### 消費生活相談メール

✉syohi@pref.iwate.jp

メール受付時間 24時間対応

電話回答

【平日】 9:00~17:00

【土日】 10:00~15:30

消費生活相談員がメールの相談内容を確認のうえ、  
電話で回答します。メールでの回答はしておりません。

回答までに時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は、消費生活相談ダイヤルにお電話ください。

消費生活相談メール  
アドレス案内サイト



### 消費者トラブルホットライン

「まてふおん」

若者専用

☎019-625-5250

特設サイト



受付時間 每月2回 16:30~18:00

相談時間 1人30分程度

若者の消費生活トラブルを防止し、その解決をお手伝いするため、無料で弁護士から直接アドバイスが受けられる若者専用の相談ダイヤルです。

相談受付の日程、消費者トラブルの被害相談やご相談、その他詳しい情報については、まてふおん特設サイトや各種SNS(Facebook、X、Instagram、Youtube)をご確認ください

Facebook



X



Instagram



YouTube



### 地図

#### バス停

- ①啄木新婚の家口
- ②商工中金前
- ③大通三丁目

#### 県民生活センター ウェブサイト



### 多重債務弁護士無料相談【事前予約制】

受付時間 【平日】 10:00~15:00

相談時間 1人約30~40分

借金でお悩みの方を対象に、弁護士による無料相談会を県内8か所の消費生活センター等で開催しています。

開催日や会場は、消費生活相談ダイヤルまたは各市町村の消費者相談窓口にお問い合わせください。

#### ■開催場所

県民生活センターほか県内7か所(遠野市、一関市、奥州市、大船渡市、釜石市、久慈市、二戸市)

### 交通事故相談ダイヤル

☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00~17:30

交通事故相談員が事故に遭われた方のご相談をお受けしています。

### 交通事故相談巡回相談

【受付】相談日の2日前(土日祝日を除く)の正午まで  
県内11か所で巡回相談をしています。

開催日や会場は、交通事故相談(☎019-624-2244)  
にお問い合わせください。

### 消費者ホットライン

局番なし ☎188(いやや)

地方公共団体が設置しているお近くの消費生活センター  
や消費生活相談窓口をご案内します。

「困ったな…」「どうしよう…」少しでも不安に思ったら、

一人で悩まず、  
まずはご相談ください。



### 岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通3-10-2

TEL:019-624-2586(事務専用)

FAX:019-624-2790

電子メール:CB0001@pref.iwate.jp

※年末年始・祝日休み